

18 文化 第546号

平成19年3月28日

各特定非営利活動（NPO）法人代表者 様

福島県生活環境部長

（公 印 省 略）

福島県における「特定非営利活動促進法の運用方針」について（通知）

県では、平成17年2月に、特定非営利活動の健全な発展をめざし、特定非営利活動促進法の認証要件のうち、「主たる目的性」及び「非営利性」の適合性について、判断基準の明確化等を図ることを内容とした標記運用方針を定め、NPO法人設立の認証審査・事業報告書等の提出管理を行ってまいりました。

今般、NPO法人のより一層の健全な発展を図る観点から、福島県の実情に即して運用方針を見直して別紙のとおり改定し、平成19年4月1日から運用していくこととしましたのでお知らせいたします。

なお、この取り扱いについては、県「ボランティア・NPOのホームページ」にも掲載しますので御承知おきください。

福島県における「特定非営利活動促進法の運用方針」について

平成17年2月

(平成19年3月26日 改定)

生活環境部 文化領域 県民文化グループ

(趣 旨)

平成10年12月に「市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進する」ことを目的として、特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）が施行された。福島県でも、これまでに多くの団体が特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）として法人格を取得し、保健福祉、子どもの健全育成、まちづくりなどさまざまな分野で社会貢献活動を展開しており、それらの活動は、地域に根付き、定着するまでになっている。今後さらにNPO法人が発展していくためには、法人の運営に当たり、その自主性・自律性を発揮するとともに、自らの運営等に関する情報の積極的な公開によって、活動について市民がチェックし、市民からの信頼を得て市民によって育てられていくことが必要である。

一方、認証審査においては法定要件を満たしているかどうかの判断が必ずしも容易でないものも少なくない。また、全国の申請状況をみると、法人格取得の簡便さから、NPO法人であることを利用して、公益・非営利とは認められない活動を行う団体も見受けられるため、健全な活動を行っているNPO法人に対する信頼に悪影響を及ぼし、制度の適正な運営を妨げるおそれがある。

このため、県では、平成17年2月に「福島県における『特定非営利活動促進法の運用方針』について」（以下「運用方針」という。）を策定し、NPO法人設立の認証審査・事業報告書等の提出管理を行ってきたところである。

今般、NPO法人のより一層の健全な発展を図る観点から、福島県の実情に即して運用方針を見直し、NPO法の法定要件について、必要不可欠で最低限の運用上の判断基準を明確化した。

今後、認証及び監督において、上記のことを基本に一貫した運用を行うこととするとともに、NPO法で提出が義務付けられている各種書類が提出されない場合や活動実態とは異なる疑いが明らかである場合は、NPO法に基づく報告徴収・立入検査・改善命令・設立の認証の取消しを行い、また、当該法人名等を公表するなど、所轄庁として適正に対応することとする。

1 「主たる目的性」及び「非営利性」の法定要件への適合性の一層の明確化

～認証基準、監督基準及びその考え方～

「特定非営利活動を行うことを主たる目的」（法第2条第2項）とすること、「営利を目的としないものであること」（法第2条第2項第1号）という法定の認証要件に関し、最低限満たす必要のある基準を明確にし、より一層透明性を確保するため、認証における運用上の判断基準を「認証基準」として示すこととする。

また、NPO法人は、設立後においても当然に認証基準を満たしている必要がある。さらに、法第41条第1項に基づく報告徴収・立入検査（以下「報告徴収等」という。）の対象となり得る監督関係の運用上の判断基準を「報告徴収等の対象となり得る監督基準」として示すこととする。

なお、一時的な要因や特殊事情から、認証基準を満たさない事業年度がやむなく生じる場合については、その要因なども考慮することとする。

(1) 定款記載事項

認 証 基 準
法人の目的、特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業その他当該法人が行う事業の内容が、定款上それぞれ具体的かつ明確に記載されていること。

【説明】

定款は法人の根本規則を定めたものであり、対内的にも、対外的にも、設立認証審査においても最も重要な文書である。NPO法では、法第11条第1項に「目的」（同項第1号）、「その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類」（同項第3号）、「その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項」（同項第11号）等を記載しなければならないとされている。

特に法人の目的、行う事業等については、特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を判断する上で、重要な事項であり、定款に具体的かつ明確に規定されていることが必要である。

(2) 特定非営利活動に係る事業

認 証 基 準	報告徴収等の対象となり得る監督基準
特定非営利活動に係る事業の支出規模は、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに総支出額の2分の1以上であること。	特定非営利活動に係る事業の支出規模が、2事業年度連続して総支出額の3分の1以下である場合。

【説明】

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（法第2条第2項）とした法人であり、全体の事業活動に占める特定非営利活動に係る事業の割合は2分の1以上であることが求められている。

その一方で、NPO法人は「特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）」を行うことが認められている。しかし、それは、あくまでも特定非営利活動に係る事業に「支障がない限り」（法第5条第1項）行うことが認められたものである。したがって、その他の事業の規模が過大となり、特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはならず、少なくともその他の事業の支出規模は、総支出額の2分の1以下であることが必要である。

なお、次に示すような認証、監督それぞれの基準を満たすことができない特別の事情があると認められるなど合理的な理由がある場合に限り、その事情を考慮することとする。

- 事業実施に当たり、会員等が無償で従事するため、事業費のうちの人件費を要せず、相対的に事務所経費等の管理費の支出割合が高くなってしまう場合等。
- 設立初年度の場合、特定非営利活動に係る事業が実施できず、結果として総支出額のほとんどを管理費が占めている場合等。
- 設立初年度の場合、特に設立が事業年度の後半等のときは、事業期間が短いため、管理費の支出割合が高くなってしまう場合等。

(3) その他の事業

ア 経営

認 証 基 準	報告徴収等の対象となり得る監督基準
その他の事業において、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに、支出超過となっていないこと。	その他の事業において、2事業年度連続して支出超過となっている場合。

【説明】

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（法第2条第2項）とした法人であり、その他の事業は、あくまでも特定非営利活動に係る事業に「支障がない限り」（法第5条第1項）行うことが認められたものである。したがって、「その他の事業」の実施にあたっては、特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはならない。事業計画上、支出超過となっているその他の事業については、少なくとも「支障がない限り」行われることが意図されているとはいえない。

なお、設立初年度で事業期間が短く、物品販売の仕入れのみのときは、結果的に支出超過とならざるを得ないといった事情等を考慮することとする。

イ 収益

認 証 基 準	報告徴収等の対象となり得る監督基準
その他の事業の収益は、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに、特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れられていること。	その他の事業の収益が、2事業年度連続して、特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れていない場合。

【説明】

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（法第2条第2項）とした法人であり、その他の事業の「収益」については、「特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない」（法第5条第1項）とされている。したがって、その収益は、当然に特定非営利活動に係る事業の実施のために使用する必要があることから、特定非営利活動に係る事業に全額繰り入れることが必要である。

(4) 管理運営

認 証 基 準	報告徴収等の対象となり得る監督基準
管理費の総支出額に占める割合が、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに2分の1以下であること。	管理費の総支出額に占める割合が、2事業年度連続して3分の2以上である場合。

【説明（認証基準）】

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（法第2条第2項）とした法人であり、全体の事業活動に占める特定非営利活動に係る事業の割合は2分の1以上であることが求められている。また、「営利を目的としない」（法第2条第2項第1号）法人であり、構成員の経済的利益を追求し、終局的に収益が構成員個人に分配することを目的としないことも求められている。

管理費はNPO法人の運営に必要な基礎的な経費であるが、役員の報酬、職員の人件費などNPO法人内部に還元される傾向が強いものであることから、管理費の規模が過大となり、「主たる目的」の特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはならない。したがって、少なくとも管理費の支出規模（管理費の合計）は、総支出額（事業費及び管理費の総計）の2分の1以下であることが必要である。

なお、「(2) 特定非営利活動に係る事業の【説明】なお書き」に記載するような特別の事情があると認められるなど、合理的な理由がある場合に限り、その事情を考慮することとする。

※ 管理費

「管理費」とは、法人の各種の業務を管理するため、毎事業年度経常的に要する支出であり、法人の運営に係る基礎的な維持管理のための費用をいう。事業の実施のために直接要する費用は「事業費」に計上されることとなる。

管理費の例としては、総会・理事会の開催運営費、管理部門に係る役員報酬・人件費、交通費等が挙げられる。

なお、ここでいう「管理費」とは、特定非営利活動に係る事業の管理費及びその他の事業の管理費の合計を指す。

※ 事業費

「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、管理費以外のものをいい、会計処理上は、事業の種類ごとに区分して記載する。

事業費の例としては、「〇〇事業費」（注…当該事業の実施のために直接要する人件費・交通費等の費用が含まれる。）等が挙げられる。

(5) 定款変更に係る認証事務の運用について

- ① 定款変更に関する認証の申請においては、申請に係る変更箇所のみを確認し、それ以外の箇所の確認は行わないものとする。仮に申請に係る変更箇所以外の箇所に変更があったとしても、これに認証の効力が及ぶものではないので、漏れなく申請書に記載するよう注意が必要である。
- ② 定款変更に係る認証申請は、その申請を1つの行為とするものであることから、その決定についても、認証か不認証かの1つの行為として行うこととなる。したがって、例えば、複数個所の定款変更認証申請があり、その一箇所のみが法定の要件に適合しないと認められる場合にも、変更申請内容の全てが認められないこととなる。

(6) その他留意事項

- ① NPO法人が定款に事務所の所在地を明確に記載することは、NPO法人の基本的情報の市民への周知であり、その事業活動拠点を明らかにすることは、市民からの信頼を得るための必要不可欠な情報提供にほかならない。よって、NPO法人の主たる事務所及びその他の事務所の所在地を定款に規定するときは、最小行政区画のほか、地番又は住居表示番号、ビル名、部屋番号等までを記載することが望ましい。

定款に事務所の所在地を最小行政区（「〇〇町に置く」と地番等まで明記せず、市町村名止まり）で規定して申請する団体については、設立総会において、事務所の所在地（地番、ビル名、アパート名等まで）に係る議案を議決し、議事録に整理しておく必要がある。

- ② NPO法人は、法人格を取得すると同時に法人としての法的な義務を負うことになる。併せてNPO法人には、適正な法人運営や事業活動の展開、さらには積極的な情報公開など、法人自らの自立的・自発的な活動において市民からの信頼を得ていくことが求められているものであり、所轄庁（行政）の認証を利用して活動するといった性格のものではない。
- ③ 所轄庁からNPO法人設立認証の決定通知が到達したときは、当該文書が到達した日から2週間以内に主たる事務所の所在地を管轄する法務局において設立の登記をするとともに、所轄庁に対しては、遅滞なく設立登記完了の届出書を提出する必要がある。（参考：NPO法 第7条第1項、第13条、第49条）
- ④ NPO法人の設立後は、法令や定款に則した法人運営や事業活動を行い、NPO法により義務付けられている事業報告書その他の書類を所轄庁に提出すること及び主たる事務所に備え置くことは、NPO法人の社会的信頼性の向上と一層の発展のため、特に遵守しなければならない事項である。

（参考：NPO法 第28条、第29条、第43条、第49条）

2 事業報告書等の期限内提出がない特定非営利活動法人に対する対応について

事業年度終了後3か月を経過しても事業報告書等の提出がない特定非営利活動法人に対しては、次により督促、過料事件通知及び公表を行う。

- (1) 提出期限から1か月が経過した場合、法人の代表者に対し、電話、ファックス又は電子メールで督促する。
- (2) 提出期限から2か月が経過した場合、法人の代表者に対して、督促文書を送付する。
(以下の事項も記載する。)
なお、代表者に送付できない(到達しない)場合は、他の理事のうち1人に対し送付する。
 - ① 特定非営利活動促進法及び過料規定
 - ② 提出期限から4か月を経過しても提出がない場合は、役員全員に督促文書を送付すること
- (3) 提出期限から4か月が経過した場合、法人の全役員(理事及び監事)に対して、督促文書を送付する。(以下の事項も記載する。)
(法人代表者：配達記録郵便、その他の役員：普通郵便)
 - ① 本督促文書発送後、1月以内(期限明記)に提出がない場合は、福島地方裁判所に過料事件の通知を行うこと
 - ② 過料事件を通知した法人名、主たる事務所の所在地及び代表者名を県ホームページに公表すること
- (4) 前記3の提出期限(1か月以内)を経過した場合、福島地方裁判所に過料事件の通知を行う。(法人の理事又は監事に対して、20万円以下の過料が処せられる。)
- (5) 過料事件通知後、県ホームページに法人名、代表者名、主たる事務所の所在地、通知日及び通知理由等について公表する。
- (6) 必要に応じて、特定非営利活動促進法第42条に基づく改善命令、又は同法第43条の規定に基づく設立認証の取消しを行います。
- (7) この取り扱いは、平成19年4月1日から運用することとし、事業年度が平成19年3月31日に終了する法人から適用する。

事業報告書等の期限内未提出法人に対する対応フロー

期 日	参考例	対 応
<p>【事業年度終了】</p> <p>↓ 3か月</p>	3月31日	<p>(※毎事業年度初めの3月以内に所轄庁へ提出しなければならぬ。(NPO法第29条))</p>
<p>《提出期限》</p> <p>期限から</p> <p>1か月経過</p> <p>2か月経過</p> <p>4か月経過</p> <p>6か月経過</p> <p>過料事件通知後</p>	<p>6月30日</p> <p>8月初旬</p> <p>9月上旬</p> <p>11月中旬</p> <p>1月初旬</p> <p>1月初旬</p>	<p>未提出</p> <p>↓</p> <p>電話等督促 (代表者あて)</p> <p>↓</p> <p>督促文書 (代表者あて)</p> <p>↓</p> <p>督促文書 (役員全員あて)</p> <p>↓</p> <p>裁判所に 過料事件通知</p> <p>↓</p> <p>公表</p> <p>◆必要に応じて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 改善命令 ● 設立認証取消
		<p>・法人の代表者あてに電話、ファックス、Eメール等で督促する。</p> <p>・法人の代表者あて (過料規定明記) (全役員に督促文書を送付する旨明記)</p> <p>・法人の全役員あて (代表者：配達記録) (その他の役員：普通郵便) 【1か月以内に提出がない場合は、裁判所に過料事件通知すること、ホームページに公表することを明記】</p> <p>・書類の提出がない場合は、福島地方裁判所に過料事件通知 (法人の理事・監事に対して20万円以下の過料が処せられる。)</p> <p>・過料事件通知について、県ホームページに公表する。 (法人名・代表者名等を掲載)</p> <p>NPO法第42条、第43条</p>

※この取扱いは、事業年度が平成19年3月31日に終了する法人
(事業報告書等の提出期限が平成19年6月30日である法人)から適用する。